

法人税申告調整が必要なもの

Q : 法人税の計算をする場合には、必ず調整が必要なものと聞きましたが、どのようなものがあるのですか？

A : 役員給与の損金不算入等で、調整をしていない場合には、税務署長が更正処分を行うことになります。

【解説】

法人税の申告において、必ず調整しなければならないものには、次のようなものがありますが、この調整をしていない場合には、税務署長によって更正処分がなされます。

- ① 役員給与の損金不算入
- ② 資産の評価益の益金不算入等
- ③ 還付金等の益金不算入
- ④ 償却限度額を超える償却額の損金不算入
- ⑤ 資産の評価損の損金不算入
- ⑥ 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入
- ⑦ 過大な使用人給与の損金不算入
- ⑧ 寄附金の損金不算入
- ⑨ 法人税額等の損金不算入
- ⑩ 法人税額から控除する所得税額の損金不算入
- ⑪ 引当金の取り崩し等の益金算入
- ⑫ 青色申告法人の繰越欠損金の損金算入
- ⑬ 準備金の取り崩し額の益金算入
- ⑭ 交際費等の損金不算入
- ⑮ 法人税額から控除する外国子会社の外国税額の益金算入

